

昭和58年10月15日／毎月15日発行／90,000部／神奈川県平塚市役所発行
編集・企画部広報課／〒254 平塚市浅間町9番1号 電話23-1111



2区(就き、26歳、足利町第2大区小1区)戸長兼真土村村用係になつた人物である。明治政府の方針を素直実行し、また用水引きその他幾つもの実績も現した。

それが「約束を違へたら私の首を取れ」と農民を立てて言ふのだからと、証人は真土村全域の地代の仮名請を眞取主名にすることを承認し、また仮名請にすると名義変更になるのだから、それに必要な「無期買渡金にの契約に基づき云々」および「名義変更即ち流地」なる文書(共に全文不詳)にも調印した。この2つは後の裁判において農民を不利にする。

約束によって眞地を返すよう金を持て行ったものもあるが、長右衛門は忤せず、明治9年の土地再丈量の際は、譲られた土地であると言って、代表の申し入れをはねつけた。耕作されなれと怒鳴つたともいう。これを聞いた農民はこの時すでに松木を殺せと頼んだが、証人の証言に依り裁判によると、原告側の代理人は法律

結果証人の言がとられ「契約に基づき賃代金を請取り該地は原告へ返し戻すべき事」と判決された。この判決に勢つた農民は交渉して各自眞地の地代を眞取主から乞へ請けた。しかし、長右衛門はこれを拒否し、東京高等裁判所へ不服の控訴を起し「被告に於て不利益受戻の要求相立たす」との判決を得、農民が納納していた3年超の小作料と、裁判に要した費用の一時期取り立てを請求してきた。

東京上級裁判所の判決文は、裁判に使われた証拠書類が無いので10把握できぬが、他の記録から推すと、前記2文書は長い、長右衛門後任の11小区戸長武田平兵衛が、裁判には使用しなかつた。約束で長右衛門に与えない「証拠書類の奥書きは村用(保扶助死九左衛門)に頼まれてした」という文書なども持ち出しているようであり、審理は不十分、また一方的であると感ぜし強い。

(真寶 田井井) おもたずねは市史編纂本(巻35—5843)へ